

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市保健補導員連合会補助金
補助事業等の目標	市の保健事業推進のために、諏訪市全地区において地域保健活動を推進する。
補助事業等の対象者	諏訪市保健補導員連合会
補助対象経費	諏訪市保健補導員連合会の地域保健予防活動事業に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	地区保健補導員会活動実績報告書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 4 6 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 保健事業推進のために、継続実施することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受ける事業者は、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 衛生思想の啓発及び健康づくりの普及に関すること。 (2) 生活習慣病予防、食生活改善、母子保健、健康増進、感染症予防、精神保健、予防接種その他保健活動推進に関すること。 (3) 各種集団検診及び特定健康診査等の受診勧奨をして、早期発見と早期改善に関すること。 (4) 地域における保健衛生の問題点を発見し、情報を提供するとともに、相互に検討しあって保健の向上に努めること。
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係